省　令

○文部科学省令第二十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十五条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十六日

文部科学大臣　下村　博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「行ないうる」を「行い得る」に改め、同条第二項中「行ないうる」を「行い得る」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

第七条　法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

二　市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第百三十四号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日で作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国付表1、付表2及び付表3に掲げる産品又はサービスの基準額に対応する邦貨換算額について、日本国政府から政府調達に関する委員会に対し、次の内容の通報を行った。これらの邦貨換算額は、平成二十六年四月十六日から平成二十八年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十六年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

付表1　同協定に従って調達する中央政府の機関

基準額	邦貨換算額
十万特別引出権	千三百万円
四十五万特別引出権	六千万円
四百五十万特別引出権	六億円

付表2　同協定に従って調達する地方政府の機関

基準額	邦貨換算額
二十万特別引出権	二千七百万円
百五十万特別引出権	二億円
千五百万特別引出権	二十億二千万円

付表3　同協定に従って調達するその他の全ての機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	千七百万円
四十五万特別引出権	六千万円
四百五十万特別引出権	六億円
千五百万特別引出権	二十億二千万円

○厚生労働省告示第二百十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年四月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　(一)　健康保険組合の名称　トータルビューティー健康保険組合
(二)　事務所の所在地　京都府伏見区東大手町七百六十三
(三)　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ニューヨークニューヨーク　京都府京都市　外五十七事業所
(四)　認可の年月日　平成二十五年十月二十四日

二　(一)　健康保険組合の名称　デクセリアルズ健康保険組合
(二)　事務所の所在地　東京都品川区大崎一丁目十一番二号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　デクセリアルズ株式会社　東京都品川区
(四)　認可の年月日　平成二十五年十一月二十二日

三　(一)　健康保険組合の名称　ＧＥ健康保険組合
(二)　事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　日本ＧＥ株式会社　東京都港区　外五事業所
(四)　認可の年月日　平成二十六年三月二十四日

四　(一)　健康保険組合の名称　ＨＧＳＴ健康保険組合
(二)　事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ＨＧＳＴジャパン　神奈川県小田原市
(四)　認可の年月日　平成二十六年三月二十四日

五　(一)　健康保険組合の名称　共愛会健康保険組合
(二)　事務所の所在地　福岡県北九州市戸畑区小芝二丁目五番一号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　社会医療法人共愛会　福岡県北九州市
(四)　認可の年月日　平成二十六年三月二十四日

○厚生労働省告示第二百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十六年四月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　(一)　健康保険組合の名称　埼玉県自動車販売整備健康保険組合
(二)　事務所の所在地　埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目百七十二番地二
(三)　設立事業所の名称及び所在地　一般社団法人埼玉県自動車整備振興会　埼玉県さいたま市　外三百六十六事業所
(四)　認可の年月日　平成二十五年八月二十六日

二　(一)　健康保険組合の名称　マルコ健康保険組合
(二)　事務所の所在地　奈良県橿原市醍醐町百二十二番地の一
(三)　設立事業所の名称及び所在地　マルコ株式会社　奈良県橿原市
(四)　認可の年月日　平成二十五年九月二十日

三　(一)　健康保険組合の名称　南九州コカ・コーラボトリング健康保険組合
(二)　事務所の所在地　熊本県熊本市南区南高江三丁目五番一号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　南九州コカ・コーラボトリング株式会社　熊本県熊本市外五事業所
(四)　認可の年月日　平成二十五年十二月十三日

四　(一)　健康保険組合の名称　関東鉄道健康保険組合
(二)　事務所の所在地　茨城県土浦市真鍋一丁目十番八号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　関東鉄道株式会社　茨城県土浦市　外七事業所
(四)　認可の年月日　平成二十六年三月二十四日

五　(一)　健康保険組合の名称　エヌ・シー・シー健康保険組合
(二)　事務所の所在地　埼玉県さいたま市西区大字宝来九百十番地
(三)　設立事業所の名称及び所在地　西山興業株式会社　東京都港区　外十一事業所
(四)　認可の年月日　平成二十六年三月二十四日